【別紙資料３】　大津波警報・津波警報・津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

青城小学校（磐田市教育委員会）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">大津波警報・津波警報</th><th rowspan="2">津波注意報</th></tr>
<tr><th>発　　表</th><th>解　　除</th></tr>
<tr><td>登校前</td><td>○避難行動又は自宅待機</td><td>○午前 10 時前　　登校
○午前 10 時以後　臨時休業</td><td rowspan="4">津波の発生が、遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となる。
ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。

※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。</td></tr>
<tr><td>登校中</td><td>○避難行動</td><td>○午前 10 時前　　通常通り
《学校にいる場合》
・通常通り
※ただし、被害状況により保護者引き渡し
《学校以外にいる場合》
・登校後、通常通り
※ただし、登校後被害状況により保護者引き渡し
○午前 10 時以後　臨時休業
《学校にいる場合》
・保護者引き渡し又は下校</td></tr>
<tr><td>在校中</td><td>○学校待機又は避難行動</td><td>○通常通り
※ただし、被害状況により保護者引き渡し</td></tr>
<tr><td>下校中</td><td>○避難行動</td><td>《学校に避難してきた場合》
・保護者引き渡し又は下校
《学校以外にいる場合》
・自宅又は避難所等へ移動</td></tr>
</table>

【留意点】

※この対応基準は、第４次地震被害想定で津波浸水地域を学区にもつ学校が対象ですが、想定地域外であっても状況によっては同様対応をする場合があります。

※注意報でも避難所が開設される場合があります。

※登校中や在校中に注意報及び警報が解除された場合、安全が確認できれば、通常の対応となることもあります。そうした場合の対応については、「いわたホッとライン」を利用して各家庭にメール配信します。

※別紙資料２「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時及び大規模地震（震度５弱以上）発生時、その後の対応基準」【留意点】に準じます。

【児童クラブについて】

・ 登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、児童クラブは開所しませんが、学校へ登校となった場合は開所します。

《用語について》

避難行動…学校又は高台、避難タワー等の避難場所へ